

教委教人第 2685 号
教委特第 2465 号
教委高第 1876 号
平成24年11月26日

県立学校長 殿

大分県教育委員会教育長

学校運営の適正化について（通知）

本日の教育委員会で、別添のとおり大分県立学校管理規則（昭和42年大分県教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）の一部を改正し、平成25年4月1日から施行することとしたので通知します。

今回の改正は、本年9月20日付けで県教育委員会に対して行われた「学校の組織的課題解決力向上について」の提言、及び、これを踏まえて本日の教育委員会で決定された「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プラン（以下「推進プラン」という。）に基づき、学校が校長のリーダーシップのもと教育目標の達成に向けて、組織的・機動的に運営されるよう、「運営委員会」を制度化するとともに、校長の補助機関である「職員会議」の位置づけを明らかにしたものです。

各学校長においては規則改正を踏まえ、平成25年4月1日から、下記のことには留意し、学校運営の一層の適正化を図るようお願いします。

記

1 運営委員会を中心とした学校運営

県立学校では、多くの学校において校務に関する企画立案及び連絡調整を行う任意の組織として、運営委員会等が設置されているところであるが、推進プランを踏まえ、学校組織におけるミドル・アップダウン・マネジメントの中核を担う運営委員会を制度化するものである。

従って各学校長は以下の（1）から（4）に留意し、運営委員会を中心とした学校運営を行うこと。

- （1） 運営委員会を職員会議の議題整理に活用するだけでなく、学校運営の中核となる組織として機能させること。
- （2） 運営委員会の定例化を図り、企画立案のために活用すること。
- （3） 運営委員会の構成員は、規則第22条の2に基づき、校長、副校長、教頭、事務長、主幹教諭、指導教諭、教務主任、学年主任その他校長が必要と認める者である

こと。なお、職員代表や職員団体の代表を構成員とすることはできないものであること。

- (4) 運営委員会の会議録については、公文書として整理するとともに、教職員に供覧するなどにより校内で情報の共有を図ること。

2 職員会議の役割の明確化について

職員会議は校長の補助機関として、学校運営に関する校長の方針や様々な教育課題への対応方策についての共通理解を深めるとともに、生徒の状況等について担当する学年・学級・教科を越えて情報交換を行うなど、教職員間の意思疎通や情報の共有を図る上で重要な意義を有するものである。

しかしながら、一部において、校長と教職員の意見や考え方の相違により、職員会議の本来の機能が発揮されない場合や、法令の規定に反し、職員会議があたかも意思決定権を有するような運営が見受けられる。そこで今回、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議が法令の規定に沿ったものとなるようその役割を明確化したものである。

従って各学校長は次の(1)から(5)に留意し、職員会議の運営を行うこと。

- (1) 職員会議において、本来、校長の責任で決定する事項を不当に制約するような運営や議決により校長の意思決定権を拘束するといった運営は認められないこと。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、職員会議において所属職員等の意見を聞くことが必要な場合においても、「挙手」や「多数決」等の方法を用いて職員の意向をはかることは運営委員会の機能を否定することになりかねないばかりでなく、校長が自らの責任で決すべき意思決定に少なからず影響を与え、同会議が実質的な議決機関となりかねない。このため職員会議において「挙手」、「採決」等の方法を用いて職員の意向を確認するような運営は不適切であり、行わないこと。
- (3) 職員会議で取り扱う報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、運営委員会を経た上で、事前に副校長又は教頭に提出したものであること。ただし、校長が運営委員会を経る必要がないと認めたものについては、この限りでない。
- (4) 職員会議の司会者及び記録者については、職員会議の適正な運営を確保するため、輪番等によることなく、適格な司会者及び記録者を校長が選任すること。
- (5) 会議録は、情報公開の対象となる文書であり、保護者等が閲覧した際には、概要を把握できるように整備を図ること。

3 学校運営組織の確立について

学校が目標達成に向けた組織的な取組を行うためには、校長の教育方針とリーダーシップのもと、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能しなければならない。また、個々の教職員にあっては学校組織の一員として、考え、行動することが求められる。

各学校長は学校要覧等に掲載する学校運営組織図等を作成するに当たっては、組織的・効率的な学校運営が行われるように次の(1)から(6)に留意すること。

- (1) 学校運営組織図と校務分掌表（業務分担表）を分けて整理するなど、学校運営組織が明確となるようにすること。
- (2) 学校運営組織図は、規則に規定された主任（分掌、学年、学科）等を中心とした組織とすること。
- (3) 学校運営組織図には分掌主任等の氏名を明示すること。
- (4) 職員会議を経て校長の意思決定が行われるものと誤解される表記については、これを改めること。
- (5) 副校長・教頭の業務については、学校マネジメント全般にわたって学校長を補佐できるよう、業務全般の見直しに努めること。
- (6) 以上の見直しに当たり、各種委員会や分掌等の整理・統合を行うことにより、簡素で機動的な学校運営が行われるよう努めること。

担 当

教育人事課 県立学校人事班

内野 徳泰

電話 097-506-5605

特別支援教育課 企画班

古庄 一夫

電話 097-506-5545

高校教育課 高校教育指導班

岩武 茂代

電話 097-506-5602